

## 服薬指導計画について

薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該利用者ごとに、当該利用者の同意を得て服薬指導計画を策定させ、かつ当該計画に基づき薬剤遠隔指導等を実施させること。

### 1 服薬指導計画に盛り込むべき内容

- (1) 薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項
- (2) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項  
薬剤遠隔指導等と対面での服薬指導の組合せに関する事項（頻度やタイミング等）を規定すること。
- (3) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項  
薬剤遠隔指導等を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に対面での服薬指導に切り替える旨（情報通信環境の障害等により薬剤遠隔指導等を行うことができなくなる場合を含む。）を規定すること。

### 2 服薬指導計画への記載が望ましい事項

- (1) 薬剤遠隔指導等の時間に関する事項（予約制等）
- (2) 薬剤遠隔指導等の方法（使用する情報通信機器、家族等の支援者又は看護者の同席の有無等）
- (3) 薬剤遠隔指導等においては、対面での服薬指導に比較して得られる情報が限られることを踏まえ、利用者が薬剤遠隔指導等に対し積極的に協力する必要がある旨
- (4) 急病急変時の対応方針（特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制、必要な場合の利用者搬送等の方法等）
- (5) セキュリティリスクに関する関係者の責任の範囲

### 3 留意事項

薬剤遠隔指導等を行うに当たっては、次の（１）から（４）までに掲げる事項に留意すること。

- (1) 「当該利用者又は薬局開設者の事情により、対面での服薬指導が困難な場合」とは、かかりつけ薬剤師・薬局と利用者居宅との距離が離れている場合、利用者の希望する頻度や時間どおりにかかりつけ薬剤師・薬局が在宅訪問を行えない場合等をいうこと。
- (2) 薬剤師と利用者との信頼関係の下、当該薬剤師は、当該患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握すべきであること。
- (3) 利用者は薬剤遠隔指導等の利益及び不利益を理解した上で薬剤遠隔指導等を希望すべきであること。
- (4) 服薬指導計画をあらかじめ共有するなど、薬剤師と特定処方箋を交付する医師又は歯科医師の連携がとられているべきであること。

参考

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」

(平成 29 年 11 月 10 日付け薬生発 1110 第 2 号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の一部改正)